

介護認定審査会資料の情報開示請求の仕方

「市原市介護認定審査会資料等開示請求書」に必要事項を記入のうえ、「必要書類」を添付して、高齢者支援課の窓口へ提出してください。

介護認定審査会資料は個人情報であるため、原則として窓口で手続きをすることとしています。しかし、やむを得ない理由により窓口に来ることが困難な場合には、事前に高齢者支援課までご相談ください。

1. 「市原市介護認定審査会資料等開示請求書」の記入方法

書き方は記入例をご覧ください。請求する人によって、記入の仕方が異なります。

※請求件数 1 件あたり、1 枚の請求書が必要です。

例) 最新の介護認定審査会資料と、その前の介護認定審査会資料が必要な場合には、請求書が 2 枚必要になります。

開示請求ができる人

- ①被保険者である本人
- ②本人の委任を受けた「三親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族」にあたる家族
- ③本人の法定代理人
- ④本人と居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの提供に係る契約を締結している事業者で、本人から委任を受けた者

本人が死亡している場合に開示できる人

- ①三親等以内の血族、配偶者又は三親等内の姻族（以下「遺族」という。）
- ②遺族の法定代理人

2. 「必要書類」について

請求する人によって、添付する書類が異なりますので、3ページの表にてご確認ください。また、「写し」と記載していないものについては、原本をご用意ください。

3. 郵送により開示請求をする場合の「返信用封筒」について

事前に高齢者支援課にご相談いただき、郵送で手続きをされる方については、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ 個人情報保護のため、郵送の際に、「簡易書留」を希望される方は、その分の切手を貼付していただき、返信用封筒の表に赤字で「簡易書留」と記入してください。

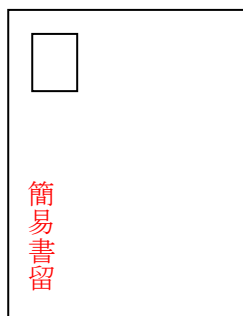
(料金の目安)

開示請求数	封筒のサイズ	重さ	通常料金	簡易書留
1件	長形3号	50g以内	90円	390円
2件～3件	定形外	100g以内	140円	440円

※簡易書留にすると一通あたり、300円が追加でかかります。

(簡易書留を利用したい場合の返信用封筒)

例



4. 郵送・問い合わせ先

市原市役所 高齢者支援課 認定係
〒290-8501
千葉県市原市国分寺台中央1-1-1
TEL 0436-23-9873

※介護認定審査会資料の返送先は、「市原市介護認定審査会資料等開示請求書」の請求者の欄にある住所となります。なお、身分証明書の住所と請求者の欄に記入いただいた住所が一致しない場合には、受付ができませんのでご注意ください。

必要書類

請求者によって、必要な書類が異なりますのでご確認ください。また、請求する人が本人以外の時は、①～③の複数の書類の添付が必要です。

請求者	必要書類（ 窓口 での請求）	必要書類（ 郵送 での請求）
本人	本人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類を1点。（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。）	本人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類の写し1点。（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。）
本人の法定代理人	① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類を1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。） ② 法定代理人であることを証明する以下の書類 成年後見人は、登記事項証明書又は、裁判所の審判書と確定証明書の2点でも可。旧法適用者は、戸籍謄本。	① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類の写し1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。） ② 法定代理人であることを証明する以下の書類 成年後見人は、登記事項証明書又は、裁判所の審判書の写しと確定証明書の写しの2点でも可。旧法適用者は、戸籍謄本。 ③ 返信先を事務所等にする場合は、従業員証など所属を証明する書類の写し。
家族	① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類を1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。） ② 戸籍抄本または戸籍謄本（本人との家族関係を証明する書類） ※本人と請求者が同一世帯で、市原市内に住民票がある場合には、「市が住民基本台帳で確認することに同意する同意書」を添えることで②に変えることができます。（8ページを参照）	① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類の写しを1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。） ② 戸籍抄本または戸籍謄本（本人との家族関係を証明する書類） ※本人と請求者が同一世帯で、市原市内に住民票がある場合には、「市が住民基本台帳で確認することに同意する同意書」を添えることで②に変えることができます。（8ページを参照）
遺族	① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類を1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。） ② 戸籍謄本、住民票（除票）のいずれかで、遺族関係がわかる書類	① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類の写しを1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。） ② 戸籍謄本、住民票（除票）のいずれかで、遺族関係がわかる書類

請求者	必要書類（ 窓口 での請求 ）	必要書類（ 郵送 での請求 ）
遺族の 法定代 理人	<p>① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類を1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。）</p> <p>② 法定代理人であることを証明する以下の書類 成年後見人は、登記事項証明書又は、裁判所の審判書と確定証明書の2点でも可。旧法適用者は、戸籍謄本。</p> <p>③ 戸籍謄本、住民票（除票）のいずれかで、遺族関係がわかる書類</p>	<p>① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類の写しを1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。）</p> <p>② 法定代理人であることを証明する以下の書類 成年後見人は、登記事項証明書（裁判所の審判書の写しと確定証明書の写しの2点を添付しても可能です。） 旧法適用者は、戸籍謄本。</p> <p>③ 戸籍謄本、住民票（除票）のいずれかで、遺族関係がわかる書類</p> <p>④ 返信先を事務所等にする場合は、従業員証など所属を証明する書類の写し。</p>
居宅介 護支援 事業所 等	<p>① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類を1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。）</p> <p>② 居宅介護支援、居宅サービス等の提示にかかる契約書など本人との契約等を証明する書類の原本と、契約名、契約日、契約者の印がある面の写し。</p> <p>③ 従業者身分証明書、健康保険証等の居宅介護支援事業者等の従業者であることを証明する書類。</p>	<p>① 請求する人の運転免許証、旅券など請求者の身分を証明する書類の写しを1点（写真の添付がない健康保険等の被保険者証、年金手帳などの場合は2点必要です。）</p> <p>② 居宅介護支援、居宅サービス等の提示にかかる契約書など本人との契約等を証明する書類写し（契約名、契約日、契約者の印がある面の写しを添付してください。）</p> <p>③ 従業者身分証明書、健康保険証等の居宅介護支援事業者等の従業者であることを証明する書類の写し</p>